

9月1日は「防災の日」

近年、狭い範囲に短時間に集中して降る激しい雨が多発し、甚大な被害をもたらしています。

これから台風シーズンを迎え、警戒が必要になってきます。

市は、河川の氾濫や土砂災害等が発生する危険が迫った場合、市民の皆さんの安全を確保するため、避難情報を発令します。広報車・防災行政無線・緊急速報メール・ホームページ等で、お知らせしますので、情報の種類によって行動してください。

「まだ、大丈夫だ」という自己判断は禁物です。

▽避難に関する情報は3種類(下の表)

京都府では、気象情報や防犯・防災情報をメール配信しています。ご利用ください。

▽利用方法 左記のメールアドレスに空メールを送信し、府から返信されるメールに従って登録手続きを行ってください。登録料不要、通信料は必要。

○メールアドレス
anzen@k-anshin.pref.kyoto.jp

避難情報に注意しましょう

「まだ、大丈夫だ」という自己判断は禁物です。

■ 避難に関する情報

緊急度	情報の種類	市民の皆さんに求める行動
低	避難準備情報	避難行動に時間を要する人(災害時要援護者等)は、避難を開始。その他の人も、いつでも避難できるように、非常持出品の用意をするなど避難準備を開始してください。
↓	避難勧告	避難勧告が発令された地域の方は、お互いに助け合って避難場所に速やかに避難を開始してください。
高	避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高い状況なので、まだ避難していない人は、直ちに避難し、生命を守る行動を開始してください。



ハザードマップの活用
市では、大雨や地震による被害を予想し、その被害範囲を地図化した防災ハザードマップを作成し、各ご家庭に配布しています。拠点避難場所や防災行政無線の設置場所等も掲載していますので、ご利用ください。

ハザードマップの活用
市では、大雨や地震による被害を予想し、その被害範囲を地図化した防災ハザードマップを作成し、各ご家庭に配布しています。拠点避難場所や防災行政無線の設置場所等も掲載していますので、ご利用ください。

ヤフー株式会社と災害協定を締結

8月23日(火)、市とヤフー株式会社は、「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しました。

この協定締結により、災害発生時に、市ホームページにアクセスが集中し閲覧しにくくなる状況を防ぎ、市民の皆さんに必要な情報をより迅速に提供することができます。

- 【協定の主な内容】
- 市ホームページへのアクセス負荷を軽減するため、ヤフーが市ホームページのキャッシュサイト(コピー)をヤフーサイト内に掲載し、アクセスの分散を図ること
 - 平常時から市内の避難所等の防災情報をヤフーサイト内に掲載し、広く周知を図ること
 - 市の発信する避難勧告・避難指示等の「避難情報」をヤフーサイト内ならびにヤフーのアプリにて配信すること

大阪880万人訓練の実施に伴い、9月5日(月)午前11時ごろに、大阪府に隣接している本市でも、緊急速報メールが届く可能性がありますので、お知らせします。

◆問い合わせ 防災安全課



6月の清掃活動の様子(さくら近隣公園周辺)

市内の一斉清掃に参加を!

9月25日(日)を「まちかどごみゼロの日」として、道路や公園の一斉清掃を実施します。ご協力いただける人は午前9時、活動しやすい服装で①または②の清掃(集合場所)にお集まりください。軍手やごみ袋は用意します。

大型ごみ(有料)の収集

市では、家庭から出るごみで、45リットルのごみ袋に入らない物は、大型ごみとして収集しています。直接、環境事務所に持ち込んでいただくか、予約による戸別収集のいずれかの方法で処分していただくことになります。

- 戸別収集の場合(平日のみ・予約制)
 - 収集日時のご予約を電話で受け付けています。
 - ☎983-5340 環境業務課ごみ減量推進係直通
 - ▽手数料 おおむね1点500円
 - ※1点が20kgを超える場合は、超える重量20kgにつき500円ずつ加算。
- 持ち込みの場合
 - ▽受付時間
 - ・平日 午前8時30分～午後4時30分
 - ・祝日および振替休日 午前9時～正午(土日を除く)
 - ▽場所 市役所東側別館環境事務所
 - ※手数料は戸別収集の料金の半額になります。

◆問い合わせ 環境業務課

障がいについて知ろう

外見からは分からなくても、援助が必要な人がいます。ヘルプマークは、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするためのマークです。

ヘルプマーク

～援助が必要な人のためのマークです～

- ▼対象 義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人
- ▼配布 対象者(家族や知人を含む)からの申し出により、次の場所からヘルプマークを配布し

4・4・598、FAX414・4・597)

災害時に避難支援が必要な人は登録を!

市では、災害時に、自分の力で安全な場所へ避難することができない人(要援護者)に対して、自治会等を中心とした地域や近隣の人々の協力と支え合いを基本とした情報の伝達や避難の支援体制づくりに取り組んでいます。

申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

- ▽対象となる人
 - 次のような在宅の障がい者や高齢者等で、災害時に避難に支援を必要とするが、家族等による支援を受けることができない人(家族等と同居の場合も対象)
 - ・ 障害者手帳1・2級を所持する人
 - ・ 療育手帳Aを所持する人

精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人

介護保険要介護度3以上の世帯の人

満75歳以上の高齢者のみの世帯の人

その他市長が必要と認める人

※支援を希望する人は、災害時要援護者台帳の内容をあらかじめ自治会等の関係支援団体に情報提供することと同意していただく必要

◆問い合わせ 福祉総務課

お問い合わせ 福祉総務課

お問い合わせ 福祉総務課